

通達甲人少第18号

令和7年6月4日

本部内各部課長
警察学校長 殿
各警察署長

茨城県警察本部長

茨城県警察大学生サポーター運用要綱の改正について
茨城県警察大学生サポーターの運用については、茨城県警察大学生サポーター運用要綱（平成25年9月27日付け通達甲少第38号別添）により実施してきたところであるが、この度、同要綱の一部を改めたので、事務処理上誤りのないようにされたい。
なお、茨城県警察大学生サポーター運用要綱の制定について（平成25年9月27日付け通達甲少第38号）は、廃止する。

記

主な改正点

- 1 茨城県警察大学生サポーター（以下「サポーター」という。）の運用に関する事務の主管課長を「生活安全部少年課長」から「生活安全部人身安全少年課長」に改めた。
- 2 サポーターの委嘱期間を「4月1日から翌年3月31日までの1年間」から「委嘱日から翌年3月31日まで」に改めた。
- 3 サポーターへのユニフォームの支給を廃止した。
- 4 その他用字用語を整理した。

別添

茨城県警察大学生サポーター運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、茨城県警察大学生サポーター（以下「サポーター」という。）の運用に関し必要な事項を定める。

第2 活動目的

少年非行防止及び健全育成活動に意欲と熱意を有する大学生等を少年警察活動の協力者として委嘱し、少年により近い目線での立ち直り支援活動等を通じて、少年の健全な成長を図ることを目的とする。

第3 サポーターの活動内容

- 1 街頭補導の補助活動
- 2 薬物乱用防止及び非行防止教室の補助活動
- 3 非行少年等の立ち直り支援に係る補助活動
- 4 その他少年の非行防止及び健全育成に係る補助活動

第4 委嘱等

1 委嘱要件

警察本部長（以下「本部長」という。）は、次の要件に該当するものからサポーターを委嘱する。

- (1) 少年の健全育成、非行問題等に关心を持ち、立ち直り支援活動等に意欲と熱意を有すること。
- (2) 大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき設置するもので、大学院及び短期大学を含む。）に在籍していること。
- (3) 心身共に健康で、行動が模範的であること。
- (4) 茨城県内において、第3の活動に従事することができる。

2 委嘱手続

本部長は、1によりサポーターを委嘱する場合には、委嘱状（別記様式第1号）を交付して行う。

3 委嘱期間

サポーターの委嘱期間は、委嘱日から翌年3月31日までとし、必要により再委嘱することができる。

4 解嘱

- (1) 本部長は、サポーターが次に掲げるいずれかの事項に該当すると認めたときは、解嘱することができる。
- ア 本人から解嘱の申し出があったとき。
- イ ボランティアとしてふさわしくない非行があったと認められるとき。
- ウ 休学・退学その他任務の活動に支障が生じる事由があると認められるとき。
- (2) 解嘱は、本部長が本人又は代理人に、解嘱通知書（別記様式第2号）を交付して行う。

第5 身分証明書の貸与及び返納

- 1 サポーターには、茨城県警察大学生サポーター身分証明書（別記様式第3号）を貸与する。
- 2 サポーターは、解嘱されたとき、又は委嘱期間が満了したときは、身分証明書を速やかに返納しなければならない。

第6 活動の記録等

サポーターは、第3の活動が終了したときは、その活動内容を大学生サポーター活動記録簿（別記様式第4号）に記録し、生活安全部人身安全少年課長に報告する。

第7 遵守事項等

- 1 サポーターによる活動は、原則として警察職員と共にを行うこと。
- 2 サポーターが活動する際には、身分証明書を携帯すること。
- 3 サポーターの活動は、法律上の特別な権限がないことから、その活動が人権侵害等に及ぶことのないように留意すること。
- 4 サポーター又はサポーターであった者は、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。

第8 事務処理

サポーターの運用に関する事務は、生活安全部人身安全少年課において行う。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、サポーターの運用に関し必要な事項は、別に定める。

委 嘱 状

殿

茨城県警察大学生サポーターに委嘱する

期間 年 月 日から 年 3月31日まで

年 月 日

茨城県警察本部長

印

解 嘱 通 知 書

年 月 日

氏 名 殿

茨城県警察本部長 団

あなたは、茨城県警察大学生サポーター運用要綱
第4の4の(1)に該当するので、 年 月 日を
もって茨城県警察大学生サポーターを解嘱します

別記様式第3号（第5関係）

表	2.4	第号
5.4	3.0	身分証明書
		氏名
上記の者は、茨城県警察大学生サポーターであることを証明する。		
年月日		
茨城県警察本部長		
8.5		

裏

- 1 大学生サポーターは、その活動を行う場合は、この身分証明書を携帯しなければならない。
- 2 この身分証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この身分証明書を破棄し、又は紛失したときは、その旨を遅滞なく発行者に届け出なければならない。
- 4 この身分証明書は、大学生サポーターの身分を失ったときは、発行者に返納しなければならない。
- 5 この身分証明書の有効期限は発行日の翌年3月31日までとする。

（注）単位はセンチメートルとする。

別記様式第4号（第6関係）

年 月 日

氏名

大学生サポーター活動記録簿

活動名	
活動年月日	年 月 日 : ~ :
活動場所	
活動内容	
活動に対する所感	
備考	

（用紙 日本工業規格A4）